

第三次 地域管理経営計画書

第一次変更計画書（変更分）

（留萌森林計画区）

計画期間

〔 自 平成19年4月 1日
至 平成24年3月31日 〕

經常計画策定年月日：平成19年3月29日

第一次変更計画策定年月日：平成20年3月27日

北海道森林管理局

留萌森林計画区の第三次地域管理経営計画の変更について

【変更理由】

平成18年9月に策定された新たな森林・林業基本計画においては、地球温暖化の防止や景観の保全等とともに、生物多様性の保全に対するニーズにも的確に応えて、優れた自然環境を有する森林の維持管理等を推進することが、重点的に取り組むべき事項の一つとされたところである。

これを具現化するため、本森林計画区においては、生物多様性の保全に資する管理経営を進めていくための取組を推進していくこととし、国有林野管理経営規程（平成11年1月21日付け農林水産省訓令第2号）第6条第8項の規定に基づき、本計画を変更する。

また、記載内容の一部変更についても併せて行う。

なお、本変更計画は、平成20年4月1日から適用する。

【変更項目及び頁】

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項	「地管」
(1) 国有林野の管理経営の基本方針	(1) 1
(3) 流域管理システムの推進に必要な事項	(6) 1
(4) 主要事業の実施に関する事項	(6) 1
2 国有林野の維持及び保存に関する事項	
(4) その他必要な事項	(9) 2
5 国民の参加による森林の整備に関する事項	
(3) その他必要な事項	(12) 4

別冊「各機能類型に応じた管理経営の指針」

Ⅲ 機能類型ごとの管理経営の指針	「指針」
1 水土保全林	(1) 1
2 森林と人との共生林	(6) 2
3 資源の循環利用林	(10) 2

注1： ()内は、変更前の地域管理経営計画の頁である。

2： 本文については、変更等を行う項目に係る部分を掲載しており、文中の下線部等が変更・追加等の箇所である。

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

(1) 国有林野の管理経営の基本方針

ア 森林計画区の概要

本森林計画区（以下「計画区」という。）は、<以下略>

その流域面積は、<以下略>

対象とする国有林野面積は19万8千haで、南北に帯状で分布しており、森林の8割はミズナラ・トドマツ等の混交する天然林で占められている。2割は、昭和30年代以降に造成されたトドマツを主とする人工林となっているが、冬期間の強い北西風や豪雪等の影響から、造林木の成長が遅れ、侵入してきた天然広葉樹との混交林化が進んでいる林分も見られる。また、チシマザサが侵入し、笹生地又は疎林化した森林も分布している。

<以下略>

イ 管理経営の基本的考え方

本計画では、<以下略>

第一に、<以下略>

また、生物多様性の保全に対するニーズにも的確に応えて、優れた自然環境を有する森林の維持管理等を推進すること

<以下略>

(3) 流域管理システムの推進に必要な事項

流域管理システムの推進を図るため、地方公共団体や企業、NPOなど、地域の要望も踏まえ策定した「国有林野事業流域管理推進アクションプログラム」に基づき、本計画区では、

- ① 生産目標、森林施業等の共通化（森林整備協定に基づく森林整備の推進等）
- ② 上下流の連携強化のための下流住民等に対する情報提供、林業体験活動等（森林環境教育の推進等）

等について積極的に取り組んでいく。

【取組事例：生産目標、森林施業等の共通化】

「北のしじみの森林づくり」(留萌北部森林管理署)

<以下略>

(4) 主要事業の実施に関する事項

②更新総量

(単位：ha)

区分	人工造林	天然更新	計
面積	20	1,834	1,854

③保育総量

(単位：ha)

区分	下刈	つる切・除伐	計
面積	20,569	4,154	24,723

2 国有林野の維持及び保存に関する事項

(4) その他必要な事項

ア 生物多様性の保全に資する「にしんの森再生」の取組の推進

本計画区は、漁業の盛んな地域であり、特に昔はにしん漁で繁栄した。しかし、その資源は減少し、近年では種苗放流への転換が進められている。

一方、森林の状態は、開拓当初からにしん漁に伴う薪炭の採取が行われ、また、山火事等によっても森林の裸地化が進行したとされている。さらに、当該地域は、冬期間の強い北西風や豪雪等の厳しい環境下に置かれるため、樹木の生育が制限される一方で、チシマザサが侵入し笹生地又は疎林化した森林が分布している。

森林は海の恋人と称されるように、その機能として、雨水などを蓄えてゆっくり河川に流し、洪水や渇水を緩和するとともに、その過程で水質を浄化していることから、漁場の保全にも寄与している。

このため、生物多様性の保全に資する観点から、にしんの大群が押し寄せていた頃の多様な森林への再生を目指すこととし、地域住民、漁業協同組合及びNPO等の参加も得た「にしんの森再生」の取組を進める。

【「にしんの森再生」の取組の概要】

1 基本的な考え方

笹生地や疎林化等し、土地本来の群落構成が失われた森林を土地本来の森林に再生する、或いは、人工林において多様な樹種・径級構成を持つ森林に誘導していくこととする。

① 生物多様性を再生させ、その後は自然の推移に任せる（人の力は補助として考え、自然の推移に委ねる）。

② 生物多様性の保全を考慮しつつ、持続可能な資源利用等の森林の持つ様々な機能を発揮させていく。

さらに、生物多様性を再生させることで、地球温暖化防止に貢献する。

2 再生を行う地域

留萌南部森林管理署管内（9万3千ha）を対象に、当面以下の3地区において取組を展開する。

(1) 古丹別川源流地区（苫前の漁場に注ぐ古丹別川源流エリア：492ha）

過去に択伐を実施したエリアであり、択伐前の大径木を含む針広混交林に誘導する。

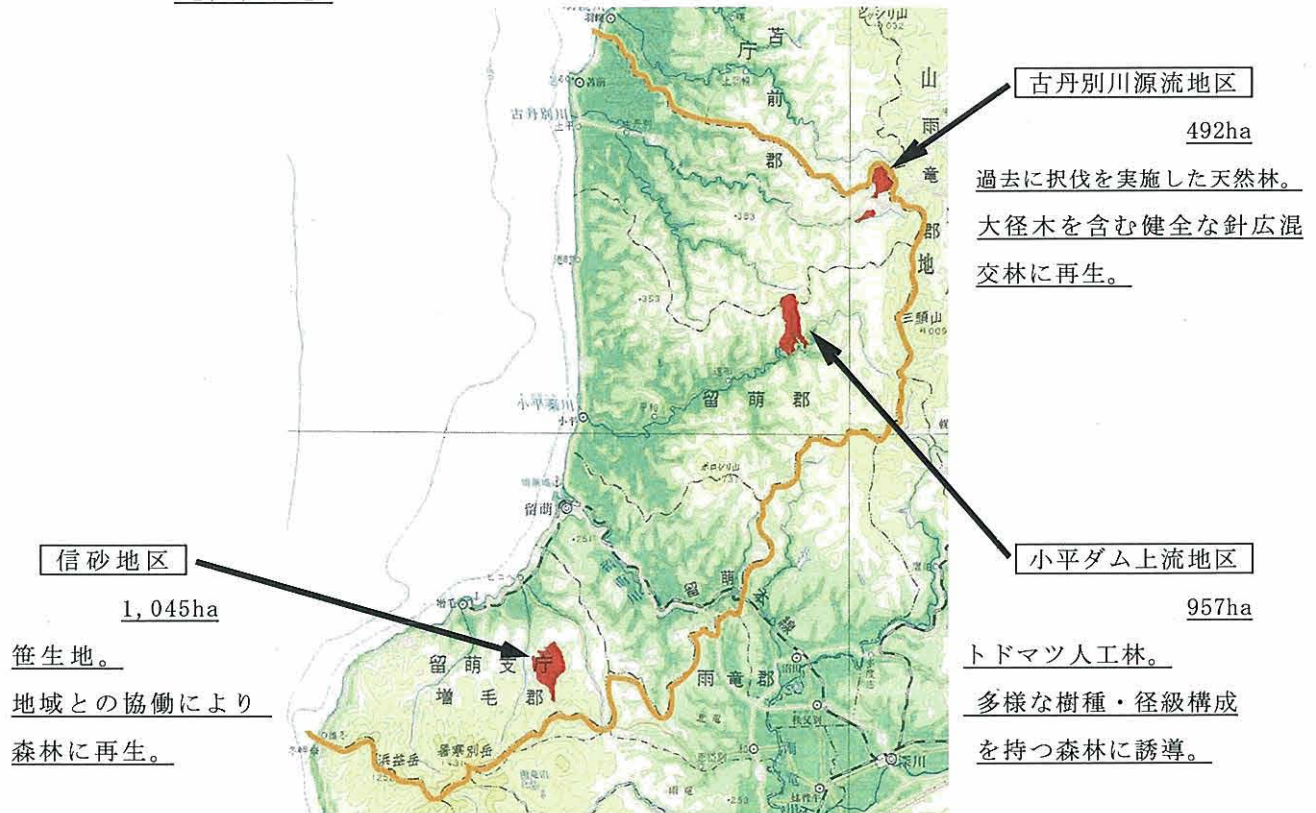
(2) 小平ダム上流地区（小平の漁場に注ぐ小平薬川源流エリア：957ha）

トドマツ人工林であるが、天然広葉樹が優占しており、多様な樹種・径級構成を持つ森林に誘導する。

(3) 信砂地区（増毛の漁場に注ぐ信砂川源流エリア：1,045ha）

笹生地を森林に再生することとし、地域住民との協働の場とする。

〔位置図〕



3 再生の取組の概要

各地区の森林について、現況の把握と目標林の推測を行い、必要となる事業の方法等を検討する。

事業実施後の結果を検証するため、モニタリングの計画を検討する。なお、信砂地区においては、平成16～18年度に実施した地表処理箇所についてモニタリングを実施する。

また、信砂地区では、漁業協同組合及びNPO等と連携し、植込み等を実施するとともに、笹生地での森林再生手法の検討を進めていく。

森林の再生には長い年月を要することから、現況の把握及び事業の実施並びにモニタリングを実施し、定期的に評価を行うとともに。事業へのフィードバックを行い、具体的な目標を設定して事業を進めていくものとする。

イ エゾシカ被害への対応

近年急増しているエゾシカ農林業被害に対しては、＜以下略＞

5 国民の参加による森林の整備に関する事項

(3) その他必要な事項

ア <略>

イ <略>

ウ 森林の整備・保全等への国民参加

NPO等が行う<以下略>

特に、<以下略>

また、にしんをシンボルとした森林の再生に当たっては、公開により行い、国民の理解の促進に努めるとともに、モニタリング等の実施においては、地域住民、漁業協同組合及びNPO等の参加を得て進めるものとする。

別冊（留萌森林計画区）

各機能類型に応じた管理経営の指針

北海道森林管理局

Ⅲ 機能類型ごとの管理経営の指針

1 水土保持林

(1) 国土保全タイプ

① 土砂の流出、崩壊等山地災害による人命・施設の被害の防備を目的とする林分

イ 伐採・搬出

(ア) <略>

(イ) <略>

(ウ) 天然生林の主伐に当たっては、生物多様性等自然環境の保全等の観点からの検討を十分加える。

(エ) <略>

エ 保育・間伐

(ア) <略>

(イ) <略>

(ウ) 天然生林の間伐に当たっては、生物多様性等自然環境の保全等の観点からの検討を十分加える。

② 風害、飛砂、潮害、濃霧等の気象害による居住・産業活動に係る環境の悪化の防備を目的とする林分

イ 伐採

(ア) <略>

(イ) <略>

(ウ) 天然生林の主伐の取扱いについては、①のイの(ウ)と同じ。

エ 保育・間伐

(ア) <略>

(イ) 天然生林の間伐の取扱いについては、①のエの(ウ)と同じ。

(2) 水源かん養タイプ

イ 伐採・搬出

(ア)～(ウ) <略>

(エ) 天然生林の主伐の取扱いについては、(1)の①のイの(ウ)と同じ。

(オ) <略>

エ 保育・間伐

(イ) 天然林

i 保育、間伐については、<以下略>

ii 天然生林の間伐の取扱いについては、(1)の①のエの(ウ)と同じ。

2 森林と人との共生林

(1) 自然維持タイプ

<略>

(2) 森林空間利用タイプ

イ 伐採

(ア) <略>

(イ) <略>

(ウ) 天然生林の伐採に当たっては、生物多様性等自然環境の保全等の観点からの検討を十分加える。

3 資源の循環利用林

- ① 資源の循環利用林については、地域の自然的条件、経済的条件を勘案して定めた目的樹種、生産目標に応じた形質の良好な木材を、公益的機能の発揮に配慮しつつ、持続的に生産することとして、次により管理経営を行う。

イ 伐採

(ア)～(オ) <以下略>

(カ) 天然生林の主伐の取扱いについては、(1)の①のイの(ウ)と同じ。

エ 保育・間伐

(イ) 天然林

i 保育、間伐については、人工林の場合に準じて、下層植生の導入・育成を図る観点から、適切に実施する。

ii 天然生林の間伐の取扱いについては、(1)の①のエの(ウ)と同じ。